

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	千葉県漁業信用基金協会	県所管課	団体指導課
代表者	理事長 佐藤 隆義	電話	043-223-3074
所在地	千葉市中央区千葉港4-3		
電話	043-241-5510		
設立年月日	昭和28年6月6日		
ホームページ アドレス	—		
事業内容	中小漁業融資保証法に基づき、融資機関が行う中小漁業者等に対する貸付について、その債務を保証する。		

1 出資等の状況(H18.4.1現在)

(単位:千円位)

資本金(又は出捐金)	1,246,000
------------	-----------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	602,900	48.4%	1	
漁協(36)	201,050	16.1%	2	
金融機関等(2)	184,050	14.8%	3	
市町村(18)	108,600	8.7%	4	
漁業者(個人、161)	88,250	7.1%	5	
漁業者(法人、19)	37,950	3.0%	6	
加工業者(法人、9)	13,550	1.1%	7	
生産組合(3)	5,450	0.4%	8	
加工業者(個人、8)	3,900	0.3%	9	
加工組合(2)	300	0.0%	10	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H18.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体		
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

### 3 財務状況 ※

#### (1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	15年度	16年度	17年度
総資産	10,173,994	9,342,741	9,543,820
負債	9,062,468	8,213,525	8,389,561
資本	1,111,525	1,129,217	1,154,259
累積損益	△ 188,105	△ 168,514	△ 143,472

#### (2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	15年度	16年度	17年度
総収入 (＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	625,490	649,949	660,004
経常損益	△ 4,063	△ 4,356	△ 1,539
当期損益	2,262	19,392	25,042
減価償却前当期損益	2,262	19,392	25,042

#### 4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	15年度	16年度	17年度
借入金残高	713,500	680,700	686,900
うち県からの借入金残高			
うち県以外からの借入金残高	713,500	680,700	686,900
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高			

※公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

〈貸借対照表〉 資本⇒正味財産の部合計

累積損益⇒基本金等を除く正味財産額

〈損益計算書〉 損益計算書⇒収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)⇒総収入(＝当期収入合計－借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益⇒当期正味財産増減額－(特別損益項目の資産の増減＋特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益⇒当期正味財産増減額

減価償却前当期損益⇒当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	15年度	16年度	17年度
委託料				
補助金・交付金・負担金	中小漁業融資保証料補助事業: 中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑化するために保証料の1/3を補助した(新規は14年度まで、15年度以降は過年度保証分のみ)。根拠: 中小漁業融資保証料補助事業費補助金交付要綱	4,609	3,254	2,072
	中小漁業融資保証制度安定対策事業: 漁業経営資金等の融通の円滑化、保証業務の促進及び協会の経営安定を図るため、代位弁済(協会負担分)の1/2及びの経費の一部を補助した。根拠: 中小漁業融資保証制度安定対策事業費補助金交付要綱	17,581	17,550	10,456
その他 (利子補給・税の減免額・出資金・貸付金・その他)				
合計		22,190	20,804	12,528

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(単位:人)

項目	15年度	16年度	17年度
常勤役員数	1	1	1
うち県退職者	1	1	1
うち県派遣職員			
常勤職員数	2	2	2
うち県退職者			
うち県派遣職員			

## 7 事務事業の見直しの状況

- ・役員報酬の削減、職員給与の抑制等経費の節減を図った。
- ・理事定数を13名から9名に削減し報酬、旅費等の節減を図った。

(参考) 公社等外郭団体の見直し概要(千葉県行政改革推進本部決定)

改革方針	経営改善
改革の期間	
改革の概要	(必要性) 中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者の資金調達の円滑化のために設立されたため、同法に規定された事業を行う必要がある。 (見直し) 非常勤理事の削減
改革の効果	
改革に伴う課題	
その他	